

第26回 川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年3月25日(火)午前9時30分から

2. 開催場所 川西町役場 中会議室

3. 出席委員(10名)

会長 10番 新野 勝廣

会長職務代理者 9番 高橋 孝博

委員 1番 竹田 浩徳 2番 阿部 つや子 3番 遠藤 愛 4番 平田 壽和

5番 後藤 満良 6番 勝見 和彦 7番 竹田 総一 8番 市川 博幸

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 報告第66号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第 5 報告第67号 非農地証明の結果報告について

第 6 議第109号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(所有権の移転)

第 7 議第110号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(賃貸借権の設定)

第 8 議第111号 農地利用集積計画に対する決定について

第 9 議第112号 農地利用集積計画に対する決定について(農地中間管理事業)

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 佐藤賢一、農地主査 竹田智弘、主任 梅津智史、主事 高橋秀仁

6. 会議の概要

(会長新野勝廣は、川西町農業委員会会議規則第7条の規定により議長となる。)

議長 新野勝廣

ただ今より、第26回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、10名であります。川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程により進めます。

直ちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により、本職から指名いたします。

議席4番、平田 壽和委員、議席5番、後藤 満良委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については、事務局職員より竹田農地主査並び

に梅津主任を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。

お諮りします。会期を本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定します。

日程第4、報告第66号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を上程いたします。

事務局の報告を求めます。

主事 高橋 秀仁

1ページをお開きください。報告第66号、農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について農地法施行規則第68条の規定により賃貸借権を合意解約した旨の通知があったので報告する。令和7年3月25日報告、川西町農業委員会会長名。申請件数は13件です。番号、申請人、場所、付記の順で読み上げます。

(以下、議案書を読み上げる)

以上です。

議長 新野 勝廣

本件は、報告案件でありますので次に進めます。

日程第6、報告第67号、非農地証明の結果報告について、を上程いたします。

事務局の報告を求めます。

主査 竹田 智弘

報告第67号、非農地証明の結果報告について、申請件数は1件です。6ページをお開きください。願人●●、土地については、大字小松字中屋敷810-1、畑 232 m²、計畑 3 筆 555 m²です。非農地となった時期及び事由については、少なくとも 20 年以上経過しておりますが一団の住宅敷地の中にあり、これまで雪捨て場や家庭菜園として利用のみで、全体が宅地化している現状です。令和7年3月18日に勝見和彦委員と後藤満良委員に内容を確認いただき、申請のとおり相違ないことを確認しております。以上です。

議長 新野 勝廣

本件は、報告案件でありますので次に進めます。

日程第6、議第109号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、を上程します。

事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

7ページをお開きください。議第109号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の所有権の移転について許可申請あったので委員会の可否を求める。令和7年3月25日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は6件です。番号、申請人、土地、付記の順で読み上げます。

- 1番●●、●●、大字上小松新町東4130、畑 104 m²、離農、空き家付随農地取得。
 - 2番●●、●●、大字時田字四ツ輪久2089-1、田 771 m²、土地交換。
 - 3番●●、●●、大字時田字四ツ輪久1173-1、田 946 m²、土地交換。
 - 4番●●、●●、大字玉庭字藤蔵屋敷753-1、田 739 m²、計田 4 筆 3,381 m²、贈与、受贈。
 - 5番●●、●●、大字洲島字館之内1241、畑 326 m²、離農、経営規模拡大。
 - 6番●●、●●、大字下平柳字花島2053-1、畑 340 m²、経営規模縮小、経営規模拡大。
- 以上です。

議長 新野 勝廣

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。
番号1番の件について、議席6番勝見委員より報告願います。

委員 勝見 和彦

番号1番について、令和7年2月の26日に推進委員江口委員が現地調査しました。今回の申請は空き家に付随する農地の取得であり、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況からみて総額●●円は妥当だと判断します。

議長 新野 勝廣

次に番号2番及び3番の件について、議席7番竹田委員より報告願います。

委員 竹田 総一

番号2番、3番について、令和7年3月15日に推進委員遠藤委員が現地調査しました。今回の申請は土地交換です。譲受人はそれぞれ意欲的に農業経営を行っており、また周辺の農地への影響はないと思います。

議長 新野 勝廣

次に番号4番の件について、議席8番市川委員より報告願います。

委員 市川 博幸

番号4番について、令和7年3月18日に推進委員新野委員が現地調査しました。今回の申請は贈与、受贈です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。

議長 新野 勝廣

次に番号5番及び6番の件について、本職よりご報告いたします。

番号5番について、令和7年3月19日に推進委員小沼委員が現地調査しました。今回の申請は離農、経営規模拡大です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からみて総額●●円は妥当だと判断いたします。

番号6番について、令和7年3月18日に推進委員小形委員が現地調査しました。今回の申請は経営規模縮小、経営規模拡大です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からみて10a 対価●●円は妥当だと判断いたします。

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次にご質問等について求めます。ご質問等ある方いらっしゃいますか。

委員 高橋 孝博

1 番の方は南陽市から犬川に引っ越してくるのですか？南陽市から管理するということですか？

主査 竹田 智弘

譲受人が今後ここに住まわれます。

委員 高橋 孝博

分かりました。2番3番ですが、登記上変わるということですか。

主査 竹田 智弘

はい、そうです。

委員 高橋 孝博

面積に差がありますが、どうですか。

主査 竹田 智弘

面積には差がありますが、固定資産税の評価額で 20%までの差であれば無償で交換できるということです。

議長 新野 勝廣

他にご質問等ございませんか。

(質問なし)

ないようですので、お諮りします。本件について、計画内容を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程第7、議第110号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、を上程します。事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

9ページをお開きください。議第110号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の賃貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。令和7年3月25日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は13件です。こちらも番号、申請人、場所、付記の順で読み上げます。

1番●●、●●、大字大塚字他屋町南760、田 727 m²、経営規模縮小、経営規模拡大。

2番●●、●●、大字時田字新開3517、田 580 m²、計田 2 筆 3,694 m²、貸し直し、経営規模拡大。

3番●●、●●、大字時田字新開3519、田 1,101 m²、計田 2 筆 2,351 m²、離農、経営規模拡大。

4番●●、●●、大字時田字新開3520-2、田 1,500 m²、計田 3 筆 1,677 m²、貸し直し、経営規模拡大。

5番●●、●●、大字時田字太夫小屋3564、田 7,035 m²、離農、経営規模拡大。

6番●●、●●、大字堀金字仲892-5、田 147 m²、計田 4 筆 14,952 m²、貸し直し、借り直し。

7番●●、●●、大字高山字沼田4573、田 6,029 m²、計田 2 筆 9,625 m²、貸し直し、借り直し。

8番●●、●●、大字下奥田字高野1676、田 1,015 m²、計田 2 筆 1,702 m²、貸し直し、借り直し。

9番●●、●●、大字吉田字尻高5421-1、田 5,267 m²、計田 5 筆 18,149 m²、貸し直し、借り直し。

10番●●、●●、大字吉田字五輪堂5701-1、田 2,127 m²、計田 6 筆 15,274 m²、貸し直し、借り直し。

11番●●、●●、大字下平柳字小田屋敷1850、田 1,798 m²、貸し直し、経営規模拡大。

12番●●、●●、大字下平柳字小田屋敷1851、田 460 m²、貸し直し、経営規模拡大。

13番●●、●●、大字下平柳字小田屋敷1869、田 1,601 m²、計田 4 筆 19,306 m²、経営規模縮小、経営規模拡大。

以上です。

議長 新野 勝廣

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について、報告を求めます。

初めに、番号1番の件について、議席4番平田委員より報告願います。

委員 平田 壽和

番号1番について、令和7年3月16日に推進委員菅井委員が現地調査しました。今回の申請は経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況からみて、10a 借賃●●円は妥当だと判断します。

議長 新野 勝廣

次に、番号2番から8番の件について、議席7番竹田委員より報告願います。

委員 竹田 総一

番号2番について、令和7年3月15日に推進委員遠藤委員が現地調査しました。今回の申請は貸し直し、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業を行っており、また周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況からみて10a 借賃●●円は妥当だと判断します。

番号3番について、令和7年3月15日に推進委員遠藤委員が現地調査しました。今回の申請は離農、経営規模拡大です。以下2番と同じです。

番号4番について、令和7年3月15日に推進委員遠藤委員が現地調査しました。今回の申請は貸し直し、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業を行っており、また周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況からみて10a借賃、地番3520-2が●●円、それ以外が●●円は妥当だと判断します。

番号5番について、令和7年3月15日に推進委員遠藤委員が現地調査しました。今回の申請は離農、経営規模拡大です。以下2番と同じです。

番号6番について、令和7年3月20日に推進委員情野委員が現地調査しました。今回の申請は貸し直し、借り直しです。以下2番と同じです。

番号7番について、令和7年3月16日に推進委員佐藤委員が現地調査しました。今回の申請は貸し直し、借り直しです。以下2番と同じです。

番号8番について、令和7年3月22日に推進委員安部委員が現地調査しました。今回の申請は貸し直し、借り直しです。賃借人は意欲的に農業を行っており、また周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況からみて10a 借賃●●円は妥当だと判断します。

議長 新野 勝廣

次に、番号9番から13番の件について、本職よりご報告いたします。

番号9番、10番について、令和7年3月19日に推進委員高梨委員が現地調査しました。それぞれの賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況からみていずれも10a 借賃●●円は妥当だと判断します。

番号11番から13番について、令和7年3月18日に推進委員小形委員が現地調査をしました。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺の農地への影響もないと思います。農地の状況からみて全ての案件について10a 借賃●●円は妥当だと判断します。従前の耕作者の管理状況が不十分であるため低い賃借料になっております。

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。ご質問等ある方いらっしゃいますか。

(質問なし)

ないようですので、お諮りします。本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程第8、議第111号、農用地利用集積計画に対する決定について、を上程します。

事務局の説明を求めます。

主事 高橋 秀仁

12ページをお開きください。議第111号、農用地利用集積計画に対する決定について、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定を求める。令和7年3月25日提出、川西町農業委員会会長名。

次のページをお開きください。所有権移転各筆明細、申請件数は1件です。番号、所有権を移転する者、所有権を移転する土地、所有権の移転を受ける者、10a 対価、備考の順で読み上げます。

(以下、議案書を読み上げる)

以上です。

議長 新野 勝廣

ただ今の件について、質問等を求めます。ご質問等ある方いらっしゃいますか。

委員 高橋 孝博

中間管理の特例事業はなくなったのでは。

議長 新野 勝廣

事務局の説明をお願いします。

主査 竹田 智弘

特例事業はございます。今回の案件は3月までのものですので、従前の処理方法で行っております。4月からも特例事業は継続であります。相対の斡旋による売買は4月からなくなります。特例事業は残ります。

委員 高橋 孝博

分かりました。

議長 新野 勝廣

他にご質問等ある方いらっしゃいますか。

(質問なし)

ないようですので、お諮りします。本件について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって本案件について計画の内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。

日程第9、議第112号、農用地利用集積計画に対する決定について(農地中間管理事業)、を上程します。事務局の説明を求めます。

主任 梅津 智史

14ページをご覧ください。議第112号、農用地利用集積計画に対する決定について(農地中間管理事業)、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定を求める。令和7年3月25日提出、川西町農業委員会会長名。次のページをご覧ください。出し手受け手それぞれ1件ずつになっております。番号、利用権を設定する者、利用権を設定する土地、設定を受ける者、10a 借賃、耕作者の順で読み上げます。

(以下、議案書を読み上げる)

以上です。

議長 新野 勝廣

ただ今の件について、質問等があればお受けいたします。

(質問なし)

ないようですので、お諮りします。本件について計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件について計画の内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。

これをもちまして、第26回、川西町農業委員会総会を閉会します。

この会議録は書記の記載したものであるが、正確を証するためここに署名する。

令和7年3月25日

川西町農業委員会議長	会 長	新野 悟 康
議事録署名委員	4番	平 田 壽 和
議事録署名委員	5番	後 藤 満 良

